【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年６月23日
【会社名】	新日鉄住金ソリューションズ株式会社
【英訳名】	NS Solutions Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　謝　敷　　宗　敬
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目20番15号
【電話番号】	03-5117-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　　高　原　　正　之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目20番15号
【電話番号】	03-5117-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　　高　原　　正　之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1 【提出理由】

平成27年６月19日開催の当社第35期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年６月19日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 定款一部変更の件

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、下記の通り現行定款を一部変更しようとするものであります。なお、定款第23条第２項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行		変更案	
第４章　取締役及び取締役会		第４章　取締役及び取締役会	
（責任免除）		（責任免除）	
第23条	本会社は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第１項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってその責任を免除することができる。	第23条	(現行のとおり)
	（新設）	②	本会社は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を当該取締役と締結することができる。
第６章　　監査役、監査役会及び会計監査人		第６章　　監査役、監査役会及び会計監査人	
（責任免除）		（責任免除）	
第31条	本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第１項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、その責任を免除することができる。	第31条	(現行のとおり)
②	本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、社外監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を社外監査役と締結することができる。	②	本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を監査役と締結することができる。

第２号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（８名）は本定時総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役１０名の選任をお願いいたしたいと存じます。

謝敷宗敬、北村公一、宮辺　裕、近藤一政、木山伸泉、大城　卓、秋元一彦、森田宏之、鴨志田晃、青島矢一を取締役に選任するものであります。

第３号議案 監査役４名選任の件

監査役長田純一氏、監査役藤原静雄氏、監査役樋口哲朗氏、監査役大前浩三氏は本定時総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役４名の選任をお願いするものであります。

藤原静雄、樋口哲朗、中野明安、松村篤樹を監査役に選任するものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

第４号議案 補欠監査役選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者長田純一氏は、監査役藤本英文氏の補欠としての候補者であります。

なお、補欠監査役候補者長田純一氏が就任した場合、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

本決議の効力は、次回定時株主総会開始のときまでとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

＜会社提案（議案）＞

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第１号議案	405,394	3,896	999	98.77%	可決
第２号議案					
謝敷　宗敬	408,573	1,716	0	99.54%	可決
北村　公一	409,426	863	0	99.75%	可決
宮辺　裕	409,430	859	0	99.75%	可決
近藤　一政	409,436	853	0	99.75%	可決
木山　伸泉	409,434	855	0	99.75%	可決
大城　卓	409,430	859	0	99.75%	可決
秋元　一彦	409,549	740	0	99.78%	可決
森田　宏之	409,434	855	0	99.75%	可決
鴨志田　晃	410,129	160	0	99.92%	可決
青島　矢一	410,129	160	0	99.92%	可決
第３号議案					
藤原　静雄	409,612	677	0	99.79%	可決
樋口　哲朗	409,642	647	0	99.80%	可決
中野　明安	409,642	647	0	99.80%	可決
松村　篤樹	321,288	89,001	0	78.28%	可決
第４号議案	402,740	7,549	0	98.12%	可決

(注) １．第１号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。

２．第２号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
３．第３号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
４．第４号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分の行使結果及び本総会当日に出席した株主の議決権のうち当社が確認できた賛成の議決権の数により、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが明らかとなったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権に係る議決権の数のうち上記以外のものについては集計せず、上記(3)の議決権の数に加算しておりません。